

仕様書

1. 件名

2022 年度「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第 2 期／自動運転（システムとサービスの拡張）」に係る実証実験における交通事故調査業務

2. 目的

2019 年 10 月から実証実験を開始した「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第 2 期／自動運転（システムとサービスの拡張）」では、自動運転の実用化を高速道路から一般道へ拡張するとともに、自動運転技術を活用した物流・移動サービスの実用化を目指している。そのための実証実験はその規模や内容において、これまでになかった試みであるため、万が一実証実験に起因して事故が発生した場合の社会や自動車産業への影響は計り知れない。

従って、管理法人である NEDO として実証実験の進捗・安全管理を担うにあたり、実証実験に起因する事故が発生した場合に必要な事故原因を明らかにすることで、NEDO に要請される社会的責任を果たし、実験を円滑に遂行することを目的として、事故調査業務について専門機関への請負付託を行う。

3. 契約期間

2022 年 4 月 1 日から 2023 年 2 月 28 日まで

4. 対象事業

「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第 2 期／自動運転（システムとサービスの拡張）」に係る実証実験

5. 業務内容

受注者は、以下のとおり業務を実施すること。

(1) 通常業務

①出動体制の構築

受注者は、別途指定する実証実験時間内において、迅速に対応可能な出動体制を常時整えること。

②月次報告

受注者は、月に一度、当該月における出動体制の構築実績及び交通事故調査の業務実績をまとめ、月次報告書として書面により発注者に納入すること。

(2) 交通事故調査業務

①調査依頼

発注者は、4. において交通事故が発生した都度、別表 1「交通事故調査項目一覧表」の調査項目のうち必要な調査項目（以下「依頼項目」という。）を受注者に通知し、調査を依頼する。

②交通事故調査

受注者は、発注者からの調査依頼を受け、当該事故に関して依頼項目に係る調査を行うこと。

③速報版調査報告書の作成

受注者は、依頼項目のうち、別表 1「交通事故調査項目一覧表」の「1. 基本項目」に係る調査結果をまとめ、発注者の了承を得たうえで、調査依頼から 6 時間以内に電子データを E-mail で発注者に納入すること。電子データの形式については、発注者が別途指示する。

④調査報告書の作成

受注者は、③の報告内容を含め、依頼項目全ての調査結果をまとめ、発注者の了承を得たうえで発注者に提出すること。提出に際しては、直ちに電子データを E-mail で納入するとともに、書面でも納入すること。なお、電子データの形式は発注者が別途指示するが、書面は A4 判又は A3 判（A3 判を用いる場合は、折り込んで A4 判に収まる形態）とすること。

⑤撮影データの作成

受注者は、調査が完了次第、直ちに調査において撮影した写真等のデータを発注者に納入すること。納入にあたっては、報告書への掲載の有無を問わず全撮影データを DVD-R 等に格納し納入すること。

⑥ドライブレコーダー映像データの回収

受注者は、ドライブレコーダー映像データが回収可能な場合には、調査が完了次第、直ちに当該映像データを発注者に納入すること。納入にあたっては、DVD-R 等に格納し納入すること。

⑦その他付帯業務

その他①から⑥に付帯する業務を行うこと。

6. 納入等

(1) 納入物

受注者は、以下のとおり納入物を発注者に納入すること。なお、イ、ウ、エ及びオについては、5.

(2) の業務発生の都度、発注者に納入すること。

項番	名称	掲載箇所	数量	納入期限
ア	月次報告書	5. (1) ②	1 部	翌月の発注者の 5 営業日以内（ただし、2 月分は 2 月 28 日）
イ	速報版調査報告書	5. (2) ③	1 部	調査依頼から 6 時間以内
ウ	調査報告書	5. (2) ④	10 部	調査が完了次第、直ちに （具体的な日付は、調査依頼時に発注者が指定する）
エ	撮影データ	5. (2) ⑤	1 式	調査が完了次第、直ちに （具体的な日付は、調査依頼時に発注者が指定する）
オ	ドライブレコーダー 映像データ	5. (2) ⑥	1 式	調査が完了次第、直ちに （具体的な日付は、調査依頼時に発注者が指定する）

(2) 納入場所

7. 業務完了の通知

(1) 調査完了報告

受注者は、5. (2) の調査が完了した都度、調査完了報告を当該調査の履行期限までに書面により発注者に通知すること。なお、具体的な履行期限は調査依頼時に発注者が指定する。

(2) 業務完了報告

受注者は、全ての業務が完了したときは、業務完了報告を 2023 年 2 月 28 日までに書面により発注者に通知すること。

8. 費用・支払

(1) 本業務に係る費用は、別表 2「料金単価表」に基づき算出すること。

(2) 別表 2「料金単価表」に記載のない事象が生じた場合については、発注者と別途協議のうえ決定すること。

(3) 別表 2「料金単価表」に定める実費精算項目については、証拠書類を発注者へ提出すること。発注者は、提出された証拠書類が適正なものであることを確認したうえで、当該費用を実費精算することとする。

(4) 月ごとの検査・検収後払いとする。

9. 情報管理体制

(1) 受注者は、本業務で知り得た情報を適切に管理するため、次の履行体制を確保し、発注者に対し「情報取扱者名簿」（氏名、所属部署、役職、国籍等が記載されたもの）及び「情報管理体制図」（情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面）を契約前に提出し、発注者の同意を得ること。また、情報取扱者の個人住所、生年月日、パスポート番号について発注者から求められた場合は、速やかに提出すること。

なお、情報取扱者は、本業務の遂行のため最低限必要な範囲で設定すること。

（確保すべき履行体制）

契約を履行する一環として受注者が収集、整理、作成等を行った一切の情報が、発注者が保護を要しないと確認するまでは、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。

(2) 本業務で知り得た一切の情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏えいしてはならない。ただし、発注者の承認を得た場合は、この限りではない。

(3) (1) の情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面又は情報取扱者名簿に変更がある場合は、予め発注者へ届出を行い、同意を得ること。

10. 履行完了後の情報の取扱い

発注者が提供した資料又は発注者が指定した資料の取扱い（返却・削除等）については、発注者の指

示に従うこと。

11. その他

- (1) 必要に応じ発注者が指示したときは、発注者及び別途発注者が指示する関係機関等へ、作業進捗について報告すること。
- (2) 納入後 1 年以内に納入物が仕様書等に適合しないものであること（以下「契約不適合」という。）が判明した場合は、発注者から契約不適合の連絡を受けてから 15 営業日以内に受注者の自己負担で契約不適合の修補又は履行追完を行い、発注者に納入すること。
- (3) 受注者は、実費精算項目以外の調査に係る物品等調達費、運搬費、保険料等の本業務に係る諸経費全てを別表 2「料金単価表」の単価に含めること。
- (4) 仕様がない事項又は仕様について生じた疑義については、発注者と協議のうえ解決すること。